

○ 金 融 庁 告 示 第 二 号
農林水産省

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（令和元年 内閣 農林水産省 令第七号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第二条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件（平成二十六年 金融庁 農林水産省 告示第十一号）は、令和二年三月三十一日限り廃止する。

令和元年十一月二十一日

金融庁長官 遠藤 俊英
農林水産大臣 江藤 拓